

11月は下請取引
適正化推進月間です。

改正法 知って守ってトラブル防止

親事業者と下請事業者との取引は、下請取引として「下請代金支払遅延等防止法」(下請法)や「下請中小企業振興法」によって、親事業者(発注者)の義務や禁止行為などルールが定められています。

これらの法律の目的は、親事業者がルールを遵守することによって下請取引をより公正なものにし、下請事業者の利益の保護を図ろうとするものです。

下請法では次のとおり親事業者の義務及び行ってはならない行為を定めています。

親事業者の義務

- 書面の交付義務
- 書類の作成・保存義務
- 下請代金の支払期日を定める義務
- 遅延利息の支払義務



親事業者の禁止事項

- 受領拒否の禁止
- 下請代金の支払遅延の禁止
- 下請代金の減額の禁止
- 返品禁止
- 買いたたきの禁止
- 購入・利用強制の禁止
- 報復措置の禁止

- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 割引困難な手形の交付の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的に下請取引の実態を調査し、これらに該当する行為が起きていないかどうかをチェックしています。そして、親事業者がこれらに該当する行為をしているときは、その行為をやめさせるとともに、下請事業者が受けた不利益の回復措置を講じています。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部改正について

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が、平成15年6月18日に改正され、平成16年4月1日から施行されました。主な改正の内容は次のとおりです。

下請代金支払遅延等防止法

- ① 下請取引の対象範囲の追加
- ② 書面の交付に係る交付時期の規定整備
- ③ 親事業者の遵守事項の追加
- ④ 違反行為に対する措置の強化
- ⑤ 罰金の上限額の引き上げ

下請中小企業振興法

- ① 振興の対象をサービス業等の下請中小企業に拡大
- ② 振興事業計画作成に係る業種指定の撤廃、任意グループの追加
- ③ 売掛金債権担保保険の特例の導入
- ④ 罰則の強化

下請取引に関する相談等は下記の専門機関で受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公正取引委員会東北事務所 ☎022-225-7095
東北経済産業局中小企業課 ☎022-263-1111(代)
(財)いわて産業振興センター取引支援課 ☎019-621-5385

下請取引改善巡回講習会 開催案内

当センターでは、下請取引の適正化を図るため下記のとおり講習会を開催します。



【一関会場】

- 日時 平成16年12月2日(木)
13:30 ~ 16:00
- 場所 (財)岩手県南技術研究センター
- 定員 30名
- 講師 公正取引委員会事務総局東北事務所取引課
下請取引調査官 後藤 三郎 氏

【北上会場】

- 日時 平成16年12月10日(金)
13:30 ~ 16:00
- 場所 北上市基盤技術支援センター
- 定員 30名
- 講師 公正取引委員会事務総局東北事務所取引課
下請取引調査官 後藤 三郎 氏

ご利用ください - DVDソフト無料貸出 -

当センターでは、下請取引の適正化を図るためのDVDソフト「下請代金支払遅延等防止法ケーススタディ～ほのぼの産業 下請取引適正化プロジェクト～」を無料で貸し出しいたします。このソフトは、下請取引事例を盛り込んだドラマと法律の解説により構成されており、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法について理解しやすい内容となっています。貸し出しをご希望される方は、取引支援課までお問い合わせください。